

令和8年度パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和8年度パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託

2 委託期間

令和8年7月6日から令和9年3月26日まで

3 目的

子育て家庭の利便性を向上させるとともに、企業を含めた地域社会全体で子育てを応援し、子育て家庭が「こどもを持って良かった」「地域社会に支えられている」と実感できる社会づくりを進めていくため、「パパ・ママ応援ショップ」について新たな協賛店舗の開拓を実施する。

4 委託業務の内容

(1) 業務の概要

受託者は企業・店舗に対し、子育て世帯が「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる、パパ・ママ応援ショップ制度の趣旨等について十分説明したうえで協賛店舗を開拓する。

(2) 店舗開拓手順

ア 受託者は、企業・店舗に対し、制度の趣旨及び内容について十分説明したうえで協賛店舗を開拓すること。（開拓の前に、「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト（以下「協賛店検索サイト」という。）」において、登録が無いことを確認すること。）

イ 受託者は、県から提供するパパ・ママ応援ショップ調査報告書（令和5年度実施）の内容を確認し、子育て家庭を応援するという制度の趣旨を協賛店舗に説明した上で、県民が求めているサービス内容について、協賛店舗に情報提供すること。（優待内容については、店舗各自で設定する。）

なお、優待内容は、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した子育て家庭に対する経済的特典（例：「〇%割引」、「ポイント〇倍」、「（飲み物、おもちゃ、粗品等）無料プレゼント」）であることを確認すること。また、協賛店舗に対して、県からの経費の補填等を行わないことを説明すること。

ウ 受託者は、企業・店舗から協賛の同意が取れた場合は、開拓した店舗に指定の「協賛申込書」を記入させる。（必要事項が漏れなく記入されているか確認すること。）

エ 受託者は、協賛店舗が記入した「協賛申込書（様式1）」の内容をもとに、「新規協賛店舗開

拓リスト（様式2）」を作成し、（4）イに掲げる期日までに、県に提出すること。

オ 県は、受託者から提出のあった「協賛申込書（様式1）」及び「新規協賛店舗開拓リスト（様式2）」の内容を確認し、登録の可否や修正の有無等について、提出後2週間を目途に受託者に連絡する。また、県で確認の上、登録可能な店舗については、協賛店検索サイトへの掲載日（協賛の開始日）を受託者に伝達する。

カ 受託者は、「協賛申込書（様式1）」及び「新規協賛店舗開拓リスト（様式2）」について、県から修正の指示があった場合は、遅滞なく対応し、修正後の様式を改めて提出すること。なお、契約の終期までに修正ができなかった場合は、開拓店舗数にカウントしない。

キ 受託者は、県から登録可能と連絡があった協賛店舗に対して、「協賛ステッカー」及び「協賛ポスター」を郵送の上、協賛内容を記載し、店頭が目につきやすい場所へ掲示するよう依頼する。あわせて、協賛店検索サイトへの掲載日（協賛の開始日）を受託者に伝達する。

ク 「協賛ステッカー」及び「協賛ポスター」は、契約開始時に、県から受託者に対して一括して郵送する。契約期間中に不足した場合は、県から追加分を受託者に郵送する。なお、余剰分については、契約終了時に県に返却すること。（返却時の郵送料は、受託者の負担とする。）

（3）開拓店舗

ア 新規協賛店舗開拓数

↓契約時には、企画提案書の内容を記入する。

パパ・ママ応援ショップ〇〇店舗以上 ※全て県内に所在する店舗とする。

イ 開拓店舗数の数え方

- ・新規で（過去に登録があったが、契約日時点で廃止となっている店舗が再度登録した場合も含む）パパ・ママ応援ショップ協賛店に登録した店舗を1店舗としてカウントする
 - ・同一法人が運営する複数の店舗が登録した場合は、店舗ごとにカウントする
 - ・キッチンカー等の移動店舗は、複数箇所に出店する場合も、1店舗としてカウントする
- ただし、下記①から④のいずれかに該当する場合は、開拓店舗数に含めない。

- ①すでに、「多子世帯応援ショップ」、「ママ・パパ・リフレッシュ事業」、「赤ちゃんの駅」のいずれかに登録している店舗
- ②イベントへの臨時出店等の恒常性が無い店舗
- ③開拓時点で閉店の予定がある店舗
- ④協賛店舗登録後に短期間で協賛を廃止することが予定されている店舗

ウ 対象業種

対象業種は、買物、飲食、遊び、教育・習い事、理容・美容、金融、自転車、自動車、住宅、写真、宿泊、その他の業種とし、チェーン店、個人商店の如何は問わない。

ただし、以下の対象外店舗・施設は開拓対象から除くこと。

- ・本事業の趣旨に賛同していない場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から4号に該当する場合
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- ・暴力団員や暴力団関係者の関連する施設
- ・医療法（昭和23年法律第205号）により広告が規制されている医業若しくは歯科医業又

は病院若しくは診療所

- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

(4) 成果物（新規協賛店舗開拓リスト等）の納品

「新規協賛店舗開拓リスト」及び「協賛申込書」を下記のとおり、県に提出すること。

ア 納品方法

- ・協賛申込書（様式1）…電子データ（エクセル形式）をメールで提出
- ・新規協賛店舗開拓リスト（様式2）…電子データ（エクセル形式）をメールで提出

イ 納品期限

開拓月	納品期限
令和8年7月、8月分	令和8年9月10日（木）
令和8年9月分、10月分	令和8年11月10日（火）
令和8年11月分、12月分	令和9年1月12日（火）
令和9年1月分	令和9年2月10日（水）
令和9年2月分	令和9年3月10日（水）

ウ 提出先

- ・電子メール…a3320-40@pref.saitama.lg.jp

(5) 委託料について

4（3）ア記載の店舗数を下回った場合は、新規開拓協賛店1店舗あたり、11,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(6) 店舗開拓にあたっての留意点

ア 開拓店舗数については、特定の時期に集中することのないよう、委託期間内での平準化に努めること。

イ 店舗開拓にあたって、不明な点がある場合は、県に相談すること。

5 業務報告

(1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。

(2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する

こと。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本事業の業務体制、業務内容及びスケジュール等についての実施計画について、県の承認を得ること。
- (9) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。

7 参考

- ・ パパ・ママ応援ショップの概要については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/>)
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/boshu.html>)
- ・ 多子世帯応援ショップの概要については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/tashisetai/seidokaishi.html>)
- ・ ママ・パパ・リフレッシュ事業の概要については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/mama-refresh/index.html>)
- ・ 赤ちゃんの駅の概要については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/akachan-st-main.html>)
- ・ 登録済みのパパ・ママ応援ショップ等の協賛店舗については、以下のページを参照すること。
(<https://www.saitama-support.jp/map/>)
- ・ パパ・ママ応援ショップ調査報告書（令和5年度実施）については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/270663/07tyousahoukokusyo.pdf>)
- ・ パパ・ママ応援ショップ利用者アンケート結果（令和6年度実施）については、以下のページを参照すること。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/questionnaire-result.html>)

